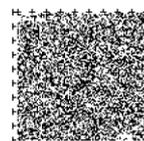


久留米市子どもの貧困対策推進計画

～子どもの健やかな育ちと未来を育むために～

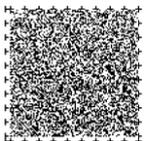


令和2年5月



目次

| | | |
|------------|---------------------------|----|
| 第1章 | 子どもの貧困とその社会的影響 | |
| 1 | 子どもの貧困とは | 2 |
| 2 | 久留米市の状況 | 3 |
| 3 | 貧困の連鎖を断ち切る鍵 | 4 |
| 4 | 子どもの貧困の社会的影響 | 4 |
| 第2章 | 子どもの貧困対策の基本的な考え方 | |
| 1 | 子どもの貧困対策の目的 | 5 |
| 2 | 計画の位置づけ | 5 |
| 3 | 計画期間 | 5 |
| 4 | 施策推進の考え方 | 6 |
| 第3章 | 施策展開の方針と具体的な取組 | |
| 1 | 基本の方針 | 7 |
| 2 | 重点取組 | 7 |
| 3 | 子どもの貧困対策に関する指標 | 10 |
| 4 | 総合的な取組関連事業一覧 | 10 |
| 第4章 | 推進体制 | |
| 1 | 計画の推進体制 | 18 |
| 2 | 計画の進行管理・検証 | 18 |
| 資料編 | | |
| 第1章 | 子どもの貧困の状況 | |
| 1 | 子どもの貧困率 | 19 |
| 2 | 子どもの高等学校等進学率・中退率 | 20 |
| 3 | 子どもの大学等進学率 | 21 |
| 第2章 | 久留米市の子どもを取り巻く現状と課題 | |
| 1 | 子どもの状況 | 22 |
| 2 | 各種調査結果の概要 | 24 |
| 第3章 | 計画策定の経緯等 | |
| 1 | 計画策定の経緯 | 30 |
| 2 | 久留米市子どもの貧困対策推進会議設置要綱 | 31 |



第1章 子どもの貧困対策とその社会的影響

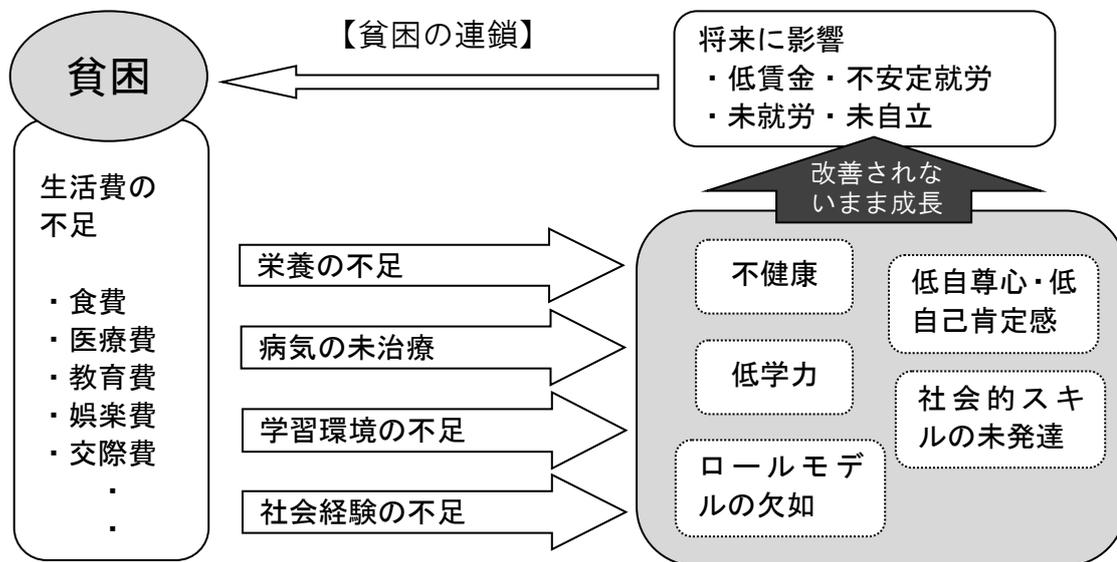
1 子どもの貧困とは

平成28年の国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、平成27年時点の「子どもの貧困率※」は13.9%で、過去最高を記録した平成24年の16.3%から2.4ポイント改善したものの、未だ7人に1人が相対的貧困の状態にあります。

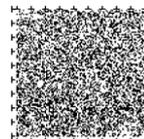
特に、子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）のうち、大人が1人である世帯の貧困率は50.8%と大人が2人以上いる世帯の10.7%に比べ高くなっています。

相対的貧困は、食べることもままならない生活水準である絶対的貧困とは違い、その時代の社会において、多くの人が当たり前と思っているような生活を送ることが出来ない状況であり、外からは見えにくく、身近に起きている問題としてとらえにくいとされています。しかし、相対的貧困の状態にあると経済的困窮を背景に教育や体験の機会が制限され、地域や社会から孤立し、様々な面で不利な状況に置かれてしまう傾向にあります。

また、貧困家庭に育った子どもが、大人になり「貧困の連鎖」に陥り、再び貧困家庭をつくってしまう危険性が高い状況があります。こうしたことから、この「貧困の連鎖」を断ち切り、地域社会から「子どもの貧困」を減らしていくことが重要です。



※子どもの貧困率：子ども全体に占める、等価可処分所得が貧困線（所得中央値の半分）に満たない子どもの割合のこと



2 久留米市の状況

久留米市では子どもやその保護者の生活実態を把握し、適切な支援につなげていく基礎資料とするため、平成29年度に「久留米市子どもの生活実態調査」を実施しました。調査結果からみえる生活実態の状況は次のとおりです。

(1) 生活困難世帯の状況

久留米市独自の指標として、「生活困難世帯」を3つの要素で分類しました。

| | |
|--|-------|
| ①低所得 ※国の貧困線（122万円）を下回る世帯 | 14.2% |
| ②家計のひっ迫 ※経済的な理由で「食費を切りつめた」「新しい衣服や靴を買うのを減らした」などの経験が6項目以上該当する世帯 | 7.7% |
| ③子どもの体験や所有物の欠如 ※経済的な理由で子どもを「旅行やレジャーに連れていくことができなかった」「学習塾や習い事に通わせることができなかった」などの経験が3項目以上該当する世帯 | 9.5% |

3つの要素のうち、1つ以上に該当する生活困難世帯の割合は22.1%となっており、5人に1人以上の子どもが、何らかの貧困に関する課題に直面している状況です。特に、母子家庭における生活困難世帯は、56.3%と割合が高くなっています。

日常生活の状況、子どもへの支出は生活の困難度合いにより大きな差がみられ、世帯の経済的な状況が、子どもの所有物や体験の有無に大きく影響しているといえます。

【生活困難世帯の割合】

| | | |
|-------|---------------|------------------------------|
| 生活困難層 | 困窮層＋周辺層 | 22.1% |
| | 困窮層 | ①②③のうち、2つ以上の要素に該当 7.5% |
| | 周辺層 | ①②③のうち、いずれか1つの要素に該当 14.6% |
| 一般層 | いずれの要素にも該当しない | 77.9% |

【世帯区分ごとの生活困難世帯の割合】

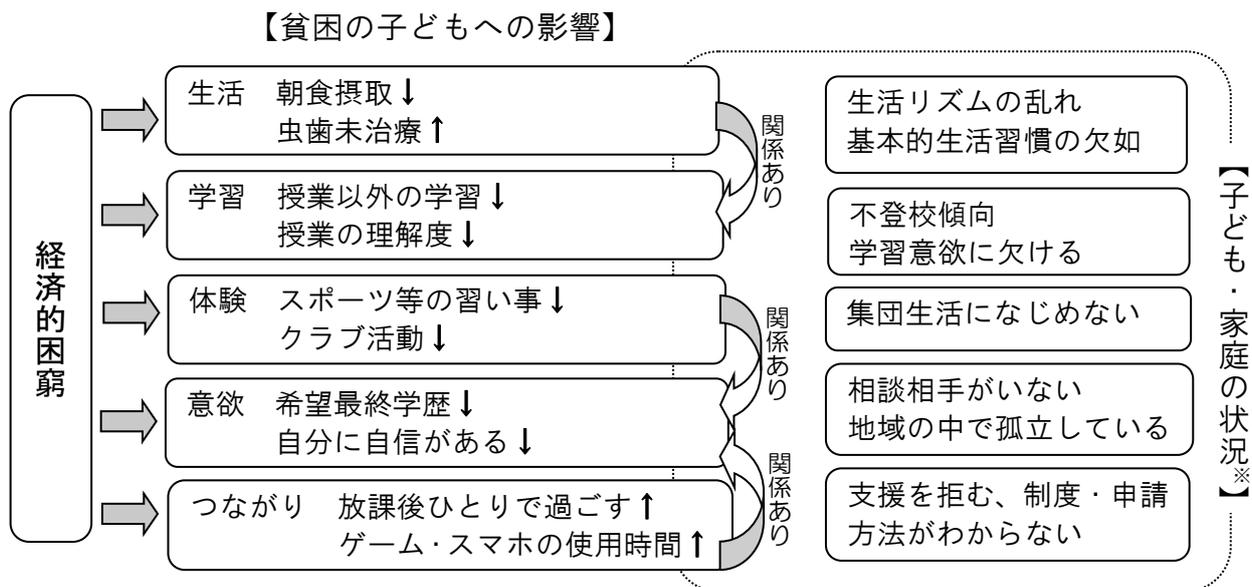
| 世帯区分 | 生活困難世帯 | | | 一般層 |
|--------|--------|-------|-------|-------|
| | 困窮層 | 周辺層 | 計 | |
| 全体 | 7.5% | 14.6% | 22.1% | 77.9% |
| ふたり親世帯 | 5.2% | 12.2% | 17.4% | 82.6% |
| 母子世帯 | 25.4% | 30.9% | 56.3% | 43.8% |
| 父子世帯 | 9.7% | 12.9% | 22.6% | 77.4% |

(2) 貧困の影響

貧困がもたらす子どもへの影響を調査結果からみてみると、経済的困窮が、子どもの生活、学習、体験機会、意欲や自己肯定感、社会的つながりなどに影響を及ぼしている状況がみられました。また、生活環境、読書や体験活動、近所づきあいなどと、子どもの意欲や自己肯定感には相関関係がみられました。

子どもの生活環境の改善、体験機会の増加、地域での関わりの増加などが、子

どものやり抜く力や頑張ろうという意欲につながり、学習面での課題の克服、自己肯定感の向上につながる可能性があります。



※久留米市子どもの生活実態調査及び子どもや子育て支援に関わる機関・団体等のヒアリング調査の結果より

3 貧困の連鎖を断ち切る鍵

現在の経済的困窮を改善する支援としては、直接的な経済支援が有効ですが、将来に向かって貧困の連鎖を断ち切るためには、それだけではなく、子どもが社会で自立するための生き抜く力を持つことが重要です。

「貧困の連鎖」を断ち切る重要な要素は、「自立する力の伝達行為＝社会的相続」であるとの指摘があります。日本財団の分析では、自立する力は、様々な形で子どもに伝えられますが、伝達者は親だけでなく親族や近所の大人、学校の先生や施設職員の場合もあり、第三者による社会的相続の補完も有効だとされています。

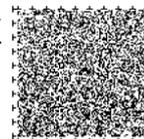
また、自立する力の要素は、「お金」「学力」「非認知能力※」とされていますが、特に、自制心や協調性、やり抜く力などの「非認知能力」の差は、将来的な自立に大きな影響を与えると考えられています。

※非認知能力：IQや学業達成など、学力テスト等で測定可能な認知能力以外の自制心、勤勉性、外交性、協調性などの要素

4 子どもの貧困の社会的影響

子どもの貧困対策は、地域の将来を担う人材育成や活力ある地域社会づくりの視点からも、重要な施策です。子どもの貧困を放置すると、社会の支え手が減ると同時に社会に支えられる人が増え、そのコストを社会全体で負担しなければならないとの指摘があります。効果的な子どもの貧困対策を講じる（投資する）ことで貧困が改善すれば、支えられる側から支える側へ回ることも期待されます。

子どもの貧困の背景には様々な社会的要因があります。子どもの貧困は、子どもや家庭だけの問題ではなく地域や社会全体の課題としてとらえ、取り組んでいくことが必要です。



第2章 子どもの貧困対策の基本的な考え方

1 子どもの貧困対策の目的

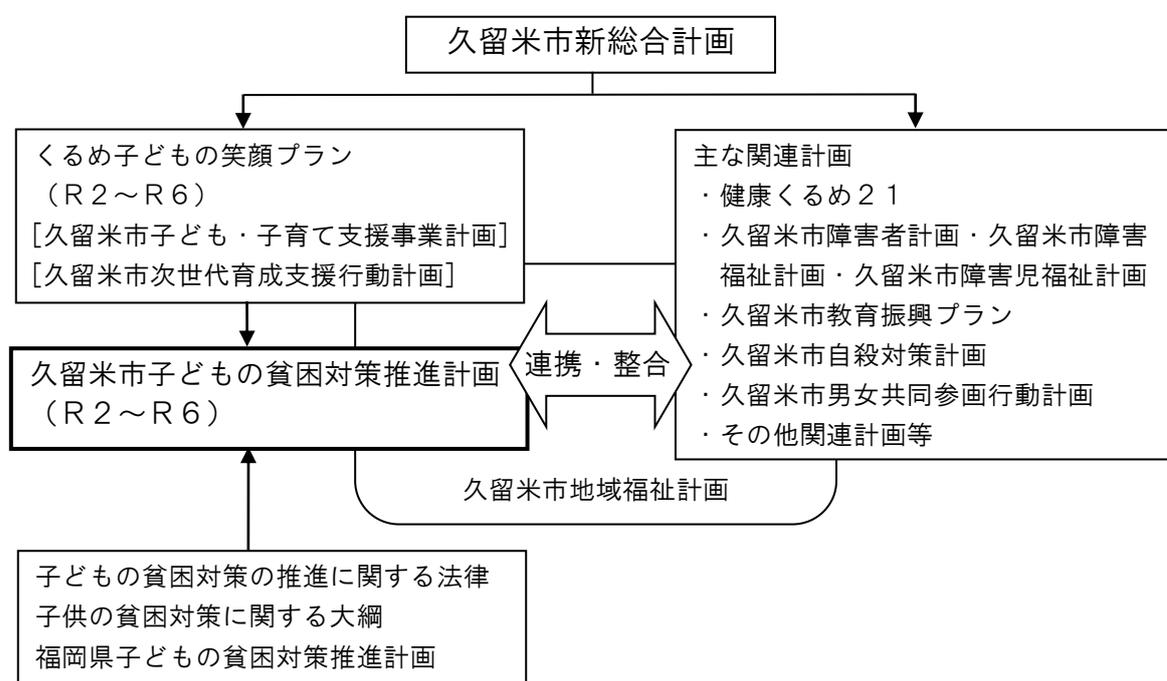
経済的なことをはじめとする家庭の様々な困りごとは、子どもの生活環境や周囲との関係づくり、頑張ろうという意欲など、子どもが生きていく上でのベースとなる部分に影響を及ぼします。

この状態を克服するためには、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会の均等を図っていくことが重要です。

子どもの健やかな成長を保障する社会を実現するため、子どもを未来に向けて育む支援としての子どもの貧困対策に取り組むものです。

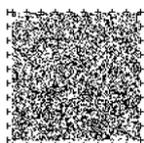
2 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく市町村計画として「子供の貧困対策に関する大綱」等の趣旨を踏まえ策定するものです。また、「久留米市新総合計画」及び「くるめ子どもの笑顔プラン」を上位計画とし、計画の推進にあたっては、関連する本市の各計画との連携・整合性を図ります。



3 計画期間

計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間とします。ただし、法律や大綱、社会環境の変化、上位計画である市総合計画及び子どもの笑顔プランの策定等の状況により、必要な見直しを行います。



4 施策推進の考え方

(1) 総合的な取組

平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。国は、子どもの貧困対策を総合的に策定し実施する責務を有し、地方公共団体は、地域の状況に応じた施策を策定し実施する責務を有するとされました。

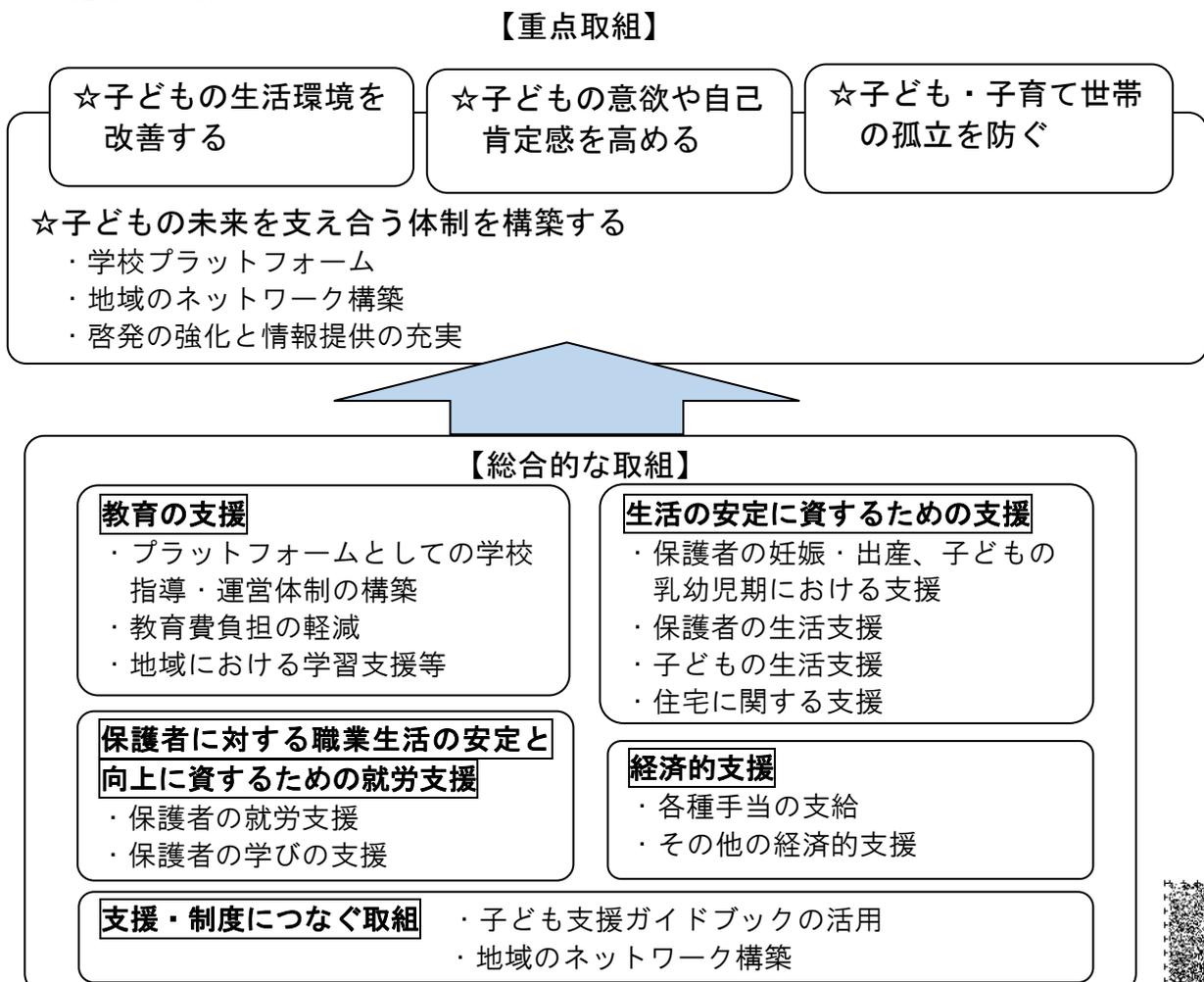
また、令和元年には法改正が行われ、市町村に対し、子どもの貧困対策計画を策定する努力義務が課されました。重点施策としては、「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援」、「経済的支援」が掲げられています。

こうした法律や大綱の趣旨を踏まえ、国の4つの重点施策とその支援や制度を必要とする人につなぐ取組を総合的に進めます。

(2) 重点的な取組

一方で、実効性のある施策を実施するためには、地域の子どもや子育て世帯の実態に即した取組が必要です。久留米市の子どもに関するデータや子どもの生活実態調査の結果を分析するとともに、子どもの貧困に関する様々な調査研究のデータも参考としながら、市として必要な施策に重点的に取り組みます。

(3) 施策の関係図



第3章 施策展開の方針と具体的な取組

1 基本の方針

- ・すべての子どもたちの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されず、子どもたちが社会を生き抜く力を持ち、夢や希望を持てる地域社会づくりを進めます。
- ・貧困の背景には様々な社会的要因があることから、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域社会全体の課題であるとの認識のもと、様々な主体が連携・協働し、子どものことを第一に考えた適切な支援を行います。
- ・子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを目指します。

2 重点取組

【取組1】子どもの生活環境を改善する

子どもが心身ともに健全に育成されるためには、身体的にも精神的にも安定した生活を過ごすことができる環境が必要です。その基本となるのは家庭であり、家庭環境は、子どもの健康や情緒の安定、人格の形成などに大きく関係し、また、生活習慣は、非認知能力の形成とも関連が大きい状況があります。

子どもや家庭の困りごとの解決に向けた取組や保護者の就労状況の改善を図るとともに、子どもが地域の人たちと交流し、生活習慣を学ぶことができるような環境づくりを進め、子どもの生活環境の改善に取り組みます。

(1) 困りごとを抱える家庭や子どもを支援につなぐ

学校や地域で、困りごとを抱える家庭や子どもを素早く把握し、サポートや支援制度につなげるための取組を充実します。

(2) 地域で交流できる場の提供

家庭以外の場で生活習慣を学んだり、地域の大人と交流したりする場の設置を促進します。

(3) 保護者の就労・生活支援の充実

生活困窮世帯の保護者の就労・生活等の支援を充実するとともに、ひとり親家庭の保護者の就労・生活支援を充実します。

○具体的取組

- スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの活用
- 生活自立支援センターの周知拡大と支援の充実
- 子どもの食習慣の改善や地域との交流の場となる子ども食堂の拡大促進
- ひとり親家庭への就労支援、生活支援

【取組2】子どもの意欲や自己肯定感を高める

子どもが夢や希望を抱き、自ら学び考え、自らの力で将来の夢に向かうためには、家庭環境に左右されることなく、豊かな人間性と社会を生き抜く力を養うことが重要です。

家庭の状況に関わらず、子どもが様々な体験活動に参加できる機会の増加、読書や学習活動の促進を図るとともに、子どもが自身の権利について主体的に学ぶ機会を提供するなど、子どもの意欲や自己肯定感を高める取組を進めます。

(1) 子どもの体験活動の機会を増やす

文化芸術やスポーツなどの体験活動や、地域のイベントなどに参加を促進するための支援やしきみづくりを行います。

(2) 子どもの読書・学習活動の促進

乳幼児期から学童期、中高生期までの切れ目のない読書活動の促進や、学力アップや学習習慣の定着のための学習支援の充実などを行います。

(3) 子どものエンパワメント

子どもの権利を学ぶ機会や、地域の大人や社会人、学生などと交流して社会を学ぶ機会を提供し、子どものエンパワメントを促進します。

○具体的取組

- 子どもへの文化芸術やスポーツ、ボランティアなどの体験の機会の提供
- 子どもの主体性を尊重した授業改善による学力の保障と向上
- 生活困窮世帯等の子どもの学習支援の場の提供
- 自分自身が大切だと知る、子どもの権利を学ぶ場の提供

【取組3】子ども・子育て世帯の孤立を防ぐ

様々な困りごとを抱える家庭は、周囲や地域との関わりを持たない、あるいは持つ時間がないことから、地域から孤立する傾向があります。孤立すると困りごとが見えにくくなり、助け合ったり支援につながったりすることが難しくなり、課題がさらに深刻化する恐れがあります。

妊娠期からの切れ目のない支援に取り組むとともに、困りごとを抱える当事者同士がつながれる場や地域の居場所づくりを進め、子どもや子育て世帯の孤立化を防ぎます。

(1) 妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援

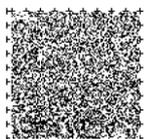
地域やNPO、民間等と連携し、妊娠期から困りごとを抱える家庭を見守り、支援をしながら地域につなげるなど子育て期まで切れ目のない支援を行います。

(2) 当事者同士のつながりづくり

困りごとを抱える子どもや保護者の当事者同士のつながりをつくったり、様々な地域資源とつながることができる取組を進めます。

(3) 子どもや保護者の居場所づくり

子どもや子育て家庭が地域で安心して過ごせる居場所づくりを行います。



○具体的取組

- こども子育てサポートセンターと地域、NPO、民間等が連携した、子育ての困りごとに対する相談支援
- 同様の困りごとを抱える家庭の保護者など当事者同士がつながる場の提供
- 子育て中の人が集える場の提供
- 地域の民生委員・児童委員などと連携した子どもや子育て家庭の多様な居場所づくりの促進

【取組4】子どもの未来を支え合う体制を構築する

すべての子どもたちが周囲とのかかわりの中で健やかに成長していくためには、家庭環境に関わらず、子どもやその家庭があらゆる場面で排除されず、参加できる地域社会をつくるのが重要です。そのためには、子どもに関わる人はもちろん、地域全体で子どもの貧困対策の重要性を理解することが必要です。

地域でのネットワークの構築や、学校をプラットフォームとして地域や福祉部門との連携強化を図るとともに、子どもの貧困対策の意識啓発に取り組みます。こうした取組により、地域での支え合いや信頼関係の構築といった関係性をつくり、子どもの未来を支え合う体制の構築を進めます。

(1) 地域の子ども・子育て支援活動団体・機関等のネットワークの構築

地域で子ども・子育て支援に関する活動を行う団体・機関等が相互に連携・協力し、子どもや家庭との関係づくりや支援につなぐ取組などを進められるよう、ネットワークの構築を促進します。

(2) 学校をプラットフォームとした支援体制の構築

困りごとを抱える子どもや子育て家庭の課題解決に向け、学校と福祉部門の連携体制の強化を図ります。

(3) 啓発の強化と情報提供の充実

行政や子どもに関わる機関の職員、地域団体等への啓発を強化するとともに、支援が行き届くよう、効果的な情報発信・提供の取組をさらに進めます。

○具体的取組

- 地域の子ども・子育て支援活動団体・機関等のネットワークの構築
- 学校をプラットフォームとした支援体制の構築
- 保育園、幼稚園、学校など子どもに関わる機関の職員や地域団体への研修
- 子ども支援ガイドブック・SNS等を活用した情報提供の充実

3 子どもの貧困対策に関する指標

本計画の実効性や施策効果を確認するため、子どもの貧困に関する指標を設定します。各指標の目標を達成するために、取組を推進していきます。

| | 指標 | 直近値 | 目標 |
|---|------------------------------------|-------------------------------------|----|
| 1 | 子どものいる生活困難世帯の割合 | 22.1% (平成29年度) | ↓ |
| 2 | 毎日朝食を食べる子どもの割合 | 全体92.6% 生活困難世帯88.4% (平成29年度) | ↑ |
| 3 | ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合 | 母子世帯49.7% 父子世帯74.7% (平成28年度) | ↑ |
| 4 | 自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合 | 小学6年生77.4% 中学3年生67.8% (令和元年度) | ↑ |
| 5 | 生活保護世帯に属する子どもの進学率（高等学校等・大学等） | 高等学校等95.2% 大学等30.9% (平成30年度) | ↑ |
| 6 | 困っていることについての相談者がいない又は相談しなかった保護者の割合 | 18.2% (平成29年度) | ↓ |
| 7 | 近所の人と付き合いがない子どもの割合 | 12.1% (平成29年度) | ↓ |
| 8 | スクールソーシャルワーカーによる支援件数 | 163件 (平成30年度) | ↑ |
| 9 | 生活自立支援センターの相談支援件数 | 1,020件 (平成30年度) | → |

4 総合的な取組関連事業一覧

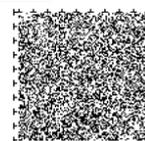
国が子どもの貧困対策として掲げる4つの重点施策「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援」、「経済的支援」に市が実施する主な事業を体系化するとともに、「支援・制度につなぐ取組」を加え、子どもの貧困対策に総合的に取り組みます。

なお、○印の事業は、第3章の「2 重点取組」(P7～P9) に該当する事業です。

1 教育の支援

(1) プラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築

| 事業名 | 事業内容 | 重点取組 |
|-------------------|--|------|
| スクールソーシャルワーカー活用事業 | 福祉分野の諸制度等について専門知識を有するスクールソーシャルワーカーを各学校に派遣し、問題を抱える生徒を取り巻く環境へ働きかけ、課題解決を図る。 | ○ |



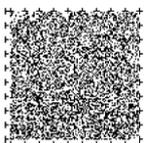
| | | |
|------------------|---|---|
| スクールカウンセラー活用事業 | スクールカウンセラーを全ての市立小・中・特別支援学校・高校に配置し、様々な困りごとを持つ児童生徒等の相談に対応することによって、心理的な面から、児童生徒等が有する諸問題の解決に向けた支援を行う。 | ○ |
| 小中学校くるめ学力アップ推進事業 | ①全ての小中学校で学力向上プラン及びロードマップを作成し、PDC Aサイクルに基づく組織的な学力向上を図る。 ②児童生徒が主体的に授業に参加し、対話により自分の考えを深めていくための「くるめ授業スタンダード」による授業改善を図る。 ③放課後等に学習ボランティア等の協力を得ながら補充学習等の学習支援を行い、基礎基本の学力の習得や学習習慣の定着を図る。 | ○ |

(2) 教育費負担の軽減

| 事業名 | 事業内容 | 重点取組 |
|---------------------|---|------|
| 就学援助 | 経済的な理由により、学校で必要な経費の支払いが困難な児童生徒の保護者に給食費や学用品費等の一部を支給する。 | |
| 久留米市奨学金 | 経済的な理由により、高等学校等の修学が困難な者に就学の途を開き、有用な人材を育成するため奨学資金を給付する。 | |
| 久留米商業高等学校寄附金活用奨学金 | 部活動・学業及び家庭の経済的環境の2つの基準に照らし、奨学金を給付する。 | |
| (独)日本スポーツ振興センター共済掛金 | 要保護及びそれに準じる程度に困窮していると認められる者の災害共済給付制度の掛金(保護者負担分)を市が負担する。 | |
| 高等学校等就学費支援 | 高等学校等に進学する生活保護世帯の子どもに対し、入学料、入学考査料等を支給する。 | |

(3) 地域における学習支援等

| 事業名 | 事業内容 | 重点取組 |
|---------------|--|------|
| 子どもの学習・生活支援事業 | 生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象に、進学や学習習慣等の相談支援を行う「アウトリーチ型」と、学習のみならず愛着形成、社会性の醸成と様々な人的交流の実現を目的とした無料塾を開催する「居場所型」の2種類の支援を実施する。 | ○ |

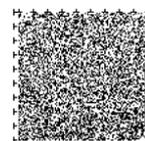


| | | |
|-----------------------|---|---|
| 青少年学校外活動支援事業 (土曜塾) | 土曜日等の小学生の子どもの居場所づくりとして、地域で行われる社会体験・生活体験・自然体験活動等の取組に対し支援する。 | ○ |
| 体験活動の機会の提供 | 家庭の環境にかかわらず、文化芸術やスポーツ、ボランティアなど様々な体験活動に子どもが参加できる機会を提供するためのしくみづくりを行う。 | ○ |

2 生活の安定に資するための支援

(1) 保護者の妊娠・出産、子どもの乳幼児期における支援

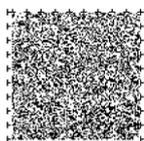
| 事業名 | 事業内容 | 重点取組 |
|-----------------|--|------|
| 子育て世代包括支援事業 | こども子育てサポートセンターにおいて、妊娠期から出産・子育て期まで、保護者や18歳までの児童の相談に対応し、切れ目のない支援を行う。身近な場所での相談体制を充実するとともに、その相談に対して地域・民間・NPO等と連携した支援を行う。 | ○ |
| 妊婦健康診査事業 | 妊婦の健康管理を促し、安全・安心な妊娠・出産を支援する妊婦健康診査について、受診費用を助成する。 | ○ |
| 新生児及び妊産婦訪問指導事業 | 新生児及び妊産婦の家庭を保健師等が訪問し、適切な指導・助言を行い、安心して出産・育児に臨むことができるように支援する。 | ○ |
| 産後ケア事業 | 心身の不調又は育児不安がある、家族の支援が十分に得られないなどの産後4か月未満の産婦を対象に、病院、助産所等で母子への心身のケアや育児サポートを行う。 | ○ |
| 産婦健康診査事業 | 産後うつを発症しやすい産後の初期段階において、母親の心身の健康状態や子どもの発育状況を確認する産婦健康診査について、受診費用を助成する。 | ○ |
| 妊娠期・出産後の健康教育・相談 | 妊娠中に沐浴や父親の妊婦体験などを行い、不安の解消を図るためのマタニティ教室を実施するとともに、出産後に健康や子育てに関する悩みを軽減するための相談会を開催する。 | ○ |
| 多胎育児の産前産後サポート | 多胎妊産婦の家庭を保健師や多胎児育児経験者が訪問し、子育てのアドバイスを行うとともに、多胎児育児の支援サービスを充実し、身体的、精神的負担軽減の取組を行う。 | ○ |
| 乳幼児健康診査事業 | 4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児の健康診査を行い、乳幼児期における異常の早期発見に努めるとともに、子どもの発達や育児の不安や悩みを持つ保護者に対し、必要な支援を行う。 | ○ |



| | | |
|-------------|--|---|
| エンゼル支援訪問事業 | 妊娠期から出産後間もない時期に周囲の支援が十分に得られない家庭に対し、育児や家事の援助を行う産前・産後ヘルパーを派遣する。また、保育士・保健師による専門的な訪問支援を行う。 | ○ |
| 地域子育て支援拠点事業 | 子育て交流プラザ、児童センター、地域子育て支援センターにおいて、子育て中の保護者や子どもの交流の促進、子育てについての相談、情報提供などを行う。 | ○ |
| すくすく子育て21事業 | 小学校区・地区毎に、主任児童委員や民生委員、地域のボランティアなどで構成する「すくすく子育て委員会」が行う、子育てサロンの開催や子育てに関する情報提供などを支援する。 | ○ |

(2) 保護者の生活支援

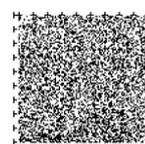
| 事業名 | 事業内容 | 重点取組 |
|------------|---|------|
| 自立相談支援事業 | 生活困窮者からの相談に包括的に対応し、その自立に向けて個別支援計画の作成を行うとともに、各機関と連携しながら伴走型の支援を行う。 | ○ |
| 認定就労訓練事業 | 長期離職やひきこもりなどで、一般就労に直ちに就くことが出来ない者に対して、民間事業所の協力の下、時間や日数など柔軟な働き方を提案してもらい、一般就労に向けた訓練を行う。 | ○ |
| 家計改善支援事業 | 家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計の視点からの必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行なうことにより、早期に家計が改善されることを支援する。 | ○ |
| 就労準備支援事業 | 長期離職やひきこもりなど一般就労に直ちに就くことができない者に対して、日常生活の基礎能力や社会生活のスキルの獲得・向上を目指した支援を行う。 | ○ |
| 被保護者就労支援事業 | 生活保護を受給する若年者等に対し民間職業カウンセラーを派遣し、就労指導や就労支援策活用の助言等を行い、就労・自立を促進する。 | ○ |
| 保育所・認定こども園 | 保護者の就労・疾病等により、家庭において保育することができない児童を、家庭の保護者にかわって保育を行い、児童の心身の健全な発達を図る。また、乳幼児の保育に関する相談に応じ、助言を行う役割も担う。 | |
| 学童保育事業 | 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る。 | |



| | | |
|----------------------|---|---|
| 病児保育事業 | 子どもが病気や回復期で、教育・保育施設等での預かりが困難な場合に、看護師、保育士がいる病児保育施設で一時的に預かる。 | |
| 一時預かり事業 | 保護者が一時的な就労、通院、緊急時等の場合に、保育所や認定こども園、その他の施設で子どもを一時的に預かる。 | |
| 子育て短期支援事業 | 保護者の疾病や出張、冠婚葬祭等により家庭での養育が困難な児童等を児童福祉施設において一定期間養育・保護する。(ショートステイ、トワイライトステイ) | |
| ファミリー・サポート・センター事業 | 乳幼児や小学生の預かり、保育施設への送迎など、小学生までの子育てについて、援助を受けたい人と行いたい人との相互援助活動を会員組織として支援し、地域の子育て支援活動を促進する。 | |
| DV 被害者等の一時保護と自立支援 | DV 被害者等の安全確保のため、一時保護を行い、自立に向けた支援を行う。 | |
| 母子・父子自立支援員による相談、情報提供 | 母子・父子自立支援員を配置し、母子(父子)家庭や寡婦家庭からの相談に対応する。 | ○ |
| ひとり親家庭日常生活支援の実施 | 一時的に生活援助が必要な場合又は日常生活を営むのに大きな支障が生じている場合の生活安定を図るため、家庭生活支援員を充実し派遣を行う。 | ○ |
| 母子生活支援施設の運営及び措置 | 母子家庭の母と児童を共に保護し、入所者に寄り添って自立に向けた生活支援を行う。 | ○ |
| ひとり親家庭実態調査 | ひとり親家庭の日常生活の実態や行政ニーズを把握し、福祉施策の充実及びその効率的な推進を図る。 | ○ |
| 当事者同士の交流の場の提供 | 困りごとを抱える家庭の保護者同士が集い、交流できる場を提供する。 | ○ |

(3) 子どもの生活支援

| 事業名 | 事業内容 | 重点取組 |
|--------------------|--|------|
| 子どもの学習・生活支援事業(再掲) | 生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象に、進学や学習習慣等の相談支援を行う「アウトリーチ型」と、学習のみならず愛着形成、社会性の醸成と様々な人的交流の実現を目的とした無料塾を開催する「居場所型」の2種類の支援を実施する。 | ○ |
| ひとり親家庭等の子どもの育み支援事業 | ひとり親家庭等の子どもに対し、放課後から夜間にかけて、子どもの居場所となる拠点の設置あるいは家庭の訪問により、学習支援、生活支援、食事の提供を行う。 | ○ |



| | | |
|------------------------|---|---|
| 子どもの文化芸術体験や鑑賞・活動の機会の提供 | 久留米シティプラザや久留米市美術館その他文化施設等で、子ども達が優れた芸術作品に触れ、鑑賞や活動体験ができる機会を提供する。 | ○ |
| 子ども自身への相談対応 | こども子育てサポートセンター内において、18歳未満の児童の悩みや不安に関する電話相談「結らいん」を設置するとともに、児童の困りごとへの相談支援を行う。 | ○ |
| 子どものSOSの出し方教育 | 児童生徒等を対象に、悩みや困りごとがある時には助けを求めてもよいということ、SOSの出し方や相談先、周囲の受け止め方などについて啓発を行う。 | ○ |
| 子ども食堂事業 | 家庭での食事摂取が十分でない子どもへ食事の提供をする場、地域で子どもが高齢者などと交流する場や子どもの居場所となる子ども食堂を支援し、地域での拡大を図る。 | ○ |

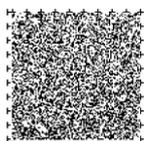
(4) 住宅に関する支援

| 事業名 | 事業内容 | 重点取組 |
|-------------|---|------|
| 住宅支援 | 住宅に困窮する低額所得者の中でも、特に居住の安定確保が必要な子育て世帯、母子・父子世帯、多子世帯については、定期募集と重複可能な別枠の募集を行い、申込みの優遇により居住の安定を図る。 | |
| 住居確保給付金支給事業 | 離職等により住居を喪失し、またはそのおそれのある者に対し、一定期間家賃相当分を支給する。 | |

3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援

(1) 保護者の就労支援

| 事業名 | 事業内容 | 重点取組 |
|---------------------|---|------|
| ひとり親サポートセンター事業 | ひとり親家庭等の保護者に対し、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスを実施する。 | ○ |
| 自立支援策定プログラム | ひとり親家庭の親や児童扶養手当受給者に対して、自立支援計画書の策定やハローワークとの連携による就業支援を実施する。 | ○ |
| 雇用奨励金事業 | 国の助成を受けて、障害者や高齢者、ひとり親家庭の保護者などの特定求職者を雇用する事業主が、更に6ヶ月以上雇用を継続した場合に支給する。 | ○ |
| 久留米市ジョブプラザ就労サポーター事業 | 就職に向けて個別かつ継続的な支援を必要とする求職者に対し、就業に関する相談及び職業訓練の情報提供等の支援を行う。 | ○ |



| | | |
|-----------------------|--|---|
| 子育て中の人のしごと相談 カフェ事業 | 子育て支援施設にキャリアカウンセラー等を派遣し、個別就労相談・各種情報提供、就労支援窓口への誘導を行う。 | ○ |
|-----------------------|--|---|

(2) 保護者の学びの支援

| 事業名 | 事業内容 | 重点取組 |
|--------------------------|---|------|
| ひとり親家庭高等職業訓練 促進給付金等事業 | ひとり親家庭の保護者が就職に有利な資格を取得するため1年以上養成機関で修業する場合、修業期間中と修了後に給付金を支給する。 | ○ |
| 自立支援教育訓練給付金事業 | ひとり親家庭の親の自主的な能力開発の取組みを支援し自立を促進するため、指定の講座を受講するものに対して、受講修了後に給付金を支給する。 | ○ |
| ひとり親家庭高卒認定試験 合格支援事業 | ひとり親家庭の親または子どもが、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合、対策講座の受講費用の軽減を図る。 | ○ |
| 高等学校等就学費支援 | 生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等への就学を希望する場合、就学に係る費用を支給する。 | ○ |

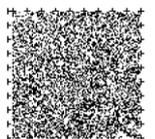
4 経済的支援

(1) 各種手当の支給

| 事業名 | 事業内容 | 重点取組 |
|-------------|---|------|
| 児童手当の支給 | 15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童を養育している保護者に手当を支給する。 | |
| 児童扶養手当の支給 | ひとり親家庭等で、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（障害児は20歳未満）にある児童を養育している保護者に手当を支給する。 | |
| 特別児童扶養手当の支給 | 精神または身体が障害の状態にある20歳未満の児童を養育している保護者に手当を支給する。 | |

(2) 教育費負担の軽減

| 事業名 | 事業内容 | 重点取組 |
|-------------|--|------|
| 就学援助（再掲） | 経済的な理由により、学校で必要な経費の支払いが困難な児童生徒の保護者に給食費や学用品費等の一部を支給する。 | |
| 久留米市奨学金（再掲） | 経済的な理由により、高等学校等の修学が困難な者に就学の途を開き、有用な人材を育成するため奨学資金を給付する。 | |



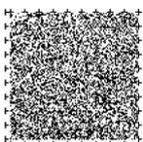
| | | |
|-------------------------|---|--|
| 久留米商業高等学校寄附金活用奨学金（再掲） | 部活動・学業及び家庭の経済的環境の2つの基準に照らし、奨学金を給付する。 | |
| （独）日本スポーツ振興センター共済掛金（再掲） | 要保護及びそれに準じる程度に困窮していると認められる者の災害共済給付制度の掛金(保護者負担分)を市が負担する。 | |
| 高等学校等就学費支援（再掲） | 高等学校等に進学する生活保護世帯の子どもに対し、入学料、入学考査料等を支給する。 | |

(3) その他の経済的支援

| 事業名 | 事業内容 | 重点取組 |
|----------------|---|------|
| 子ども医療費の助成 | 中学校3年生までの子どもを養育する保護者に対して、医療費の一部を助成する。 | |
| 重度障害児（者）医療費の助成 | 3歳以上の障害児（者）又はその保護者に対して、医療費の一部を助成する。 | |
| ひとり親家庭等医療費の助成 | 母子家庭、父子家庭の親及び児童、父母のない児童に対して医療費の一部を助成する。 | |
| 未熟児養育医療 | 入院医療を必要とする未熟児に対し養育に必要な医療及び食事代の給付を行う。 | |
| 自立支援医療（育成医療） | 身体に障害のある児童または現存する疾患が将来障害を残すと認められる児童であって、比較的短時間の治療により効果が期待できる児童に対し、医療の給付を行う。 | |
| 小児慢性特定疾病医療費の助成 | 小児慢性特定疾病児童等の保護者に対して、医療費の一部を助成する。 | |
| 母子父子寡婦福祉資金の貸付 | ひとり親家庭等に対して、12種類の資金を自立のために貸し付け、一定期間後に、主に月賦で償還を受ける。 | |

5 支援・制度につなぐ取組

| 事業名 | 事業内容 | 重点取組 |
|------------------------|--|------|
| 子ども支援ガイドブックの作成・配布 | 子どもたちの育ちや学び、家庭に関わる支援者が、子どもの支援に関する情報を把握し、制度・相談機関へつなぐなど具体的な支援に活用する資料としてガイドブックを作成・配布する。 | ○ |
| 地域のネットワークの構築 | 地域で子ども・子育て支援に関する活動を行う団体・機関、行政等が相互に連携・協力するネットワークを構築し、子どもの貧困対策に包括的に取り組む。 | ○ |
| 子どもに関わる機関や地域団体等への啓発の強化 | 子どもの貧困の現状や課題、対策の必要性等について、行政や保育所、幼稚園、学校等の子どもに関わる機関の職員、地域団体等への啓発を強化し理解促進を図る。 | ○ |



第4章 推進体制

1 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、庁内に組織した「子どもの貧困対策推進会議」において、関連施策・事業の内容や取組状況、課題の共有化を図り、子どもの貧困対策を全庁的な取組として実施していきます。

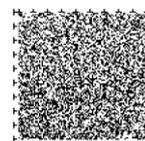
また、学校、家庭、地域社会という様々な場面で発生する困難な状況を解決していくためには、行政だけでなく、地域で活動している人たちが手を取り合い、子どもやその家族に寄り添いながら横断的に連携・協働した取組が必要となります。

取組を実現していくため、家庭、関係行政機関、企業や地域住民などの関係者が協力関係を構築し、実効性のある施策展開をめざします。

2 計画の進行管理・検証

本計画に掲げた施策・事業の実施状況や成果について、子どもの生活実態調査を行いデータを確認しながら、指標の改善状況や取組の進捗状況により検証していきます。

検証結果については、子どもや子育てに関わる人たちからの意見聴取などを行うとともに、社会経済状況など環境の変化を踏まえ、必要に応じて見直し・改善を図り、効果的な施策の推進に取り組んでいきます。



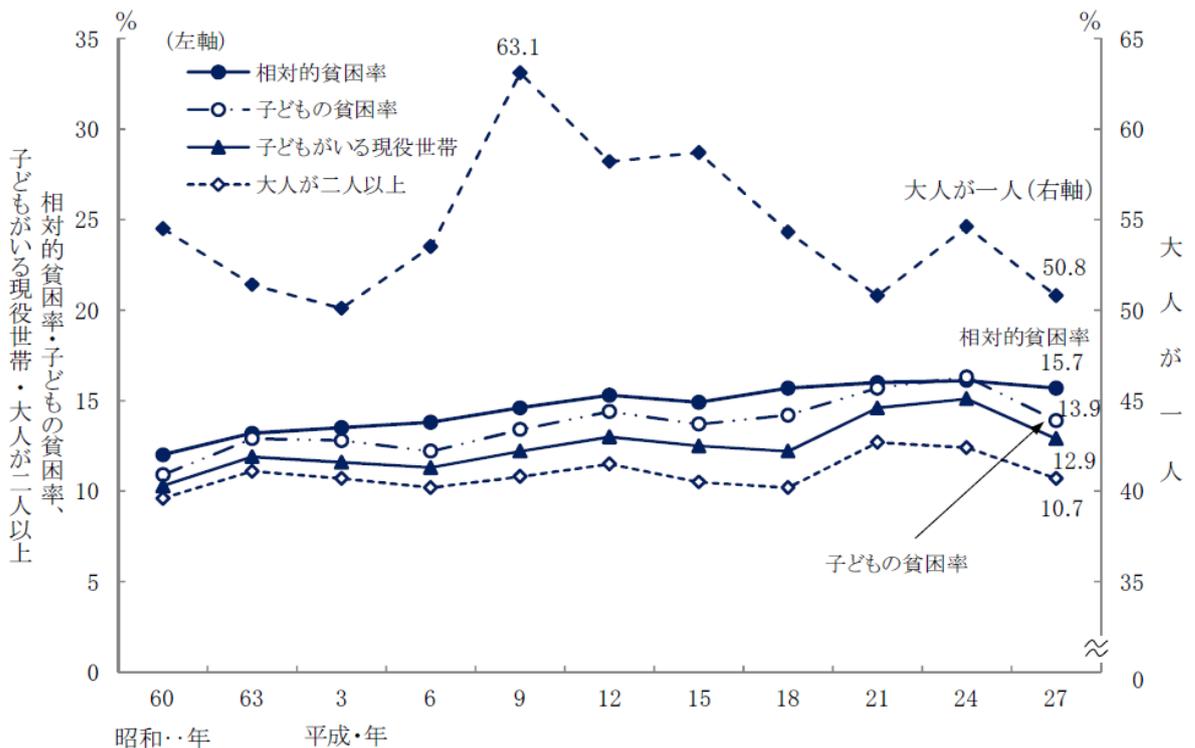
資料編

第1章 子どもの貧困の状況

1 子どもの貧困率

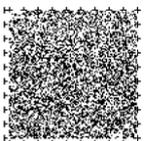
- ・平成25年の国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、平成24年時点の「子どもの貧困率」は16.3%、6人に1人が相対的貧困の状態であり過去最高。
- ・特に、子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）のうち大人が一人である世帯の貧困率は54.6%と大人が二人以上いる世帯に比べ高くなっている。
- ・平成28年の調査では、平成27年時点の「子どもの貧困率」は13.9%と2.4ポイント改善した。
- ・子どもがいる現役世帯で大人が一人である世帯の貧困率は50.8%と依然厳しい状況。

【貧困率の年次推移】



- 注：1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 平成27年の数値は、熊本県を除いたものである。
 3) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 4) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 5) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

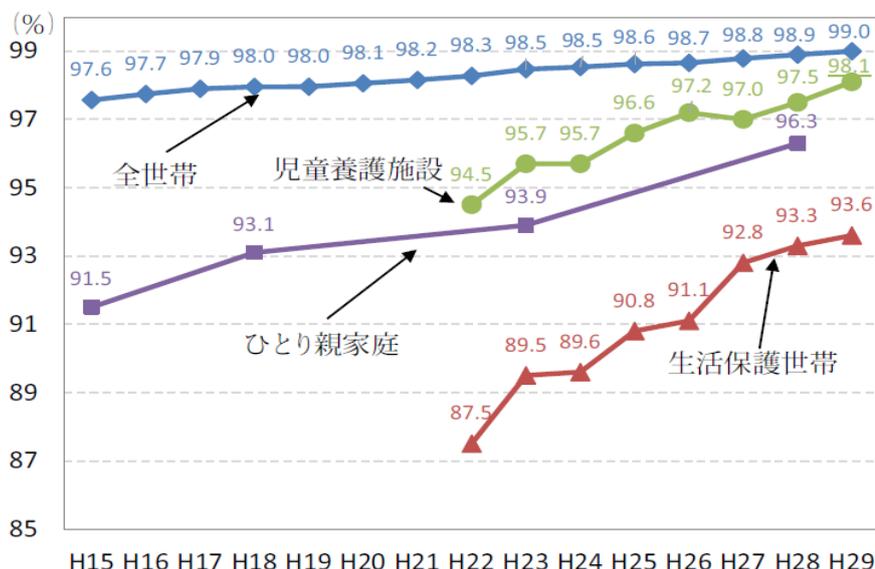
(出典：平成28年国民生活基礎調査結果)



2 子どもの高等学校等進学率・中退率

- ・生活保護世帯、児童養護施設、ひとり親家庭の子どもの高等学校等進学率は、いずれも上昇しており9割を超えている。
- ・生活保護世帯の子どもの高等学校等中退率は、下降傾向にあるものの、全世帯と比して高い水準にある。

【子どもの高等学校等進学率の年次推移】



H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29

注1) 生活保護世帯については、厚生労働省社会・援護局保護課調べ
 なお、平成24年度以前＝被保護者のうち中学校（特別支援学校中学部を除く）卒業者のうち、
 高等学校又は高等専門学校に入学した者の占める割合
 平成25年度＝被保護者のうち中学校（特別支援学校中学部を除く）卒業者のうち、高等学校、
 高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学した者の占める割合
 平成26年度以降＝被保護者のうち中学校（特別支援学校中学部を含む）卒業者のうち、高等学校、
 高等専門学校、専修学校の高等課程に入学した者の占める割合

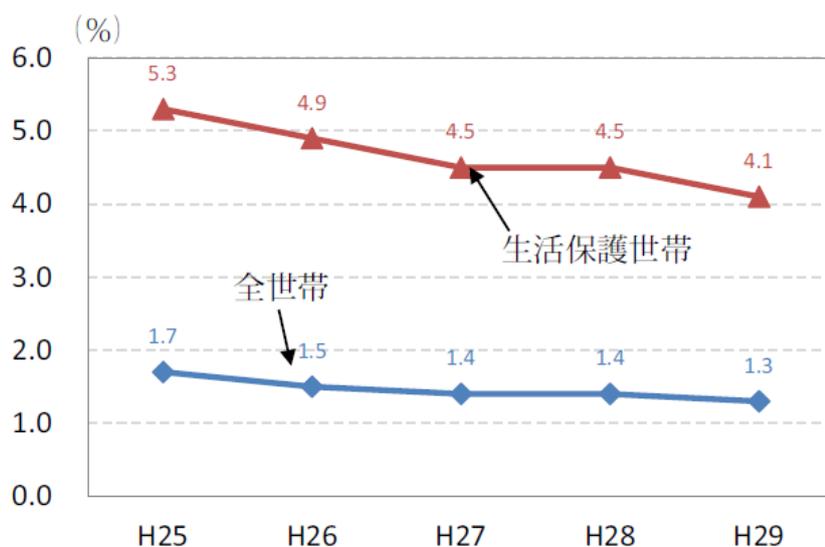
注2) 児童養護施設については、厚生労働省雇用・均等児童家庭局家庭福祉課調べ

注3) ひとり親家庭については、平成15・18・23年度は厚生労働省「全国母子世帯等調査」、
 平成28年度は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」より作成

注4) 全世帯については、文部科学省「学校基本調査」を基に算出

(出典：第9回内閣府子供の貧困対策に関する有識者会議資料)

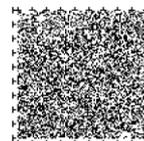
【子どもの高等学校等中退率の年次推移】



注1) 生活保護世帯については、厚生労働省社会・援護局保護課調べ

注2) 全世帯については、文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より作成。

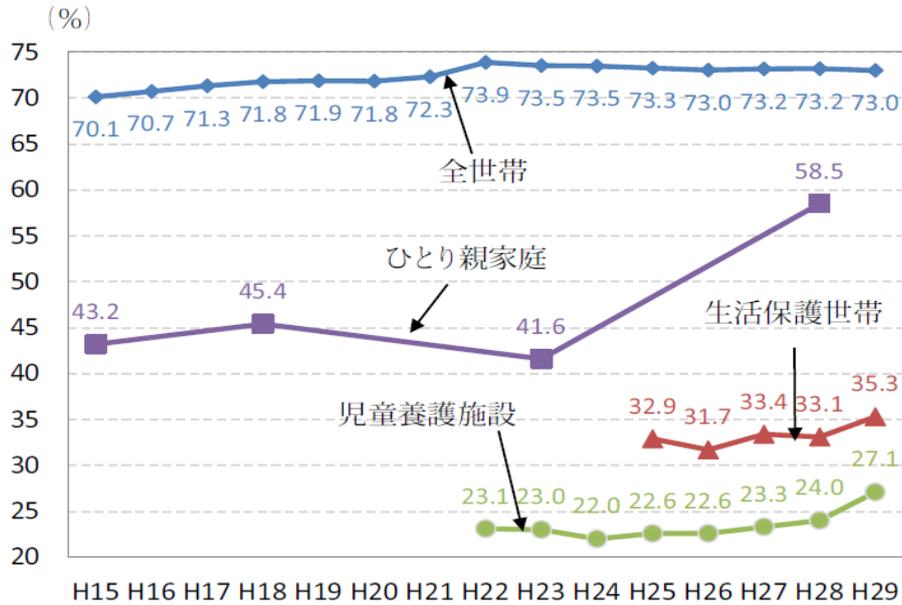
(出典：第9回内閣府子供の貧困対策に関する有識者会議資料)



3 子どもの大学等進学率

- ・生活保護世帯、児童養護施設、ひとり親家庭の子どもの大学等進学率について、全世帯と比していまだ大きな差がある。
- ・全世帯と比べて、生活保護世帯、児童養護施設は、大学・短期大学よりも専修学校・各種学校に進学する割合が高くなっている。

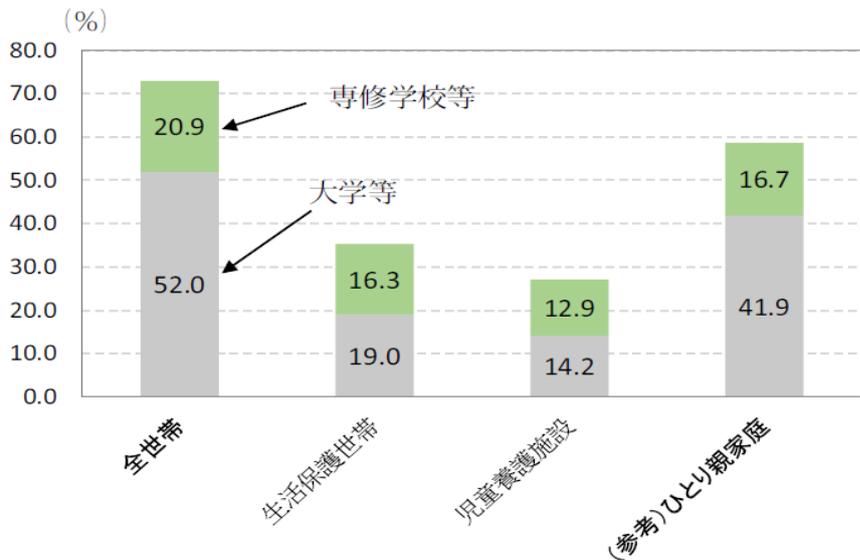
【子どもの大学等[※]進学率 ※専修学校等を含む】



注1) 生活保護世帯については、厚生労働省社会・援護局保護課調べ
 注2) 児童養護施設については、厚生労働省雇用・均等児童家庭局家庭福祉課調べ
 注3) ひとり親家庭については、平成15・18・23年度は厚生労働省「全国母子世帯等調査」、平成28年度は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」より作成
 注4) 全世帯については、文部科学省「学校基本調査」を基に算出

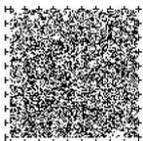
(出典：第9回内閣府子供の貧困対策に関する有識者会議資料)

【子どもの大学等進学率の内訳 (H29)】



注1) 全世帯については、文部科学省「平成29年度学校基本調査」を基に算出
 注2) 生活保護世帯については、厚生労働省社会・援護局保護課調べ (平成29年4月1日現在)
 注3) 児童養護施設については、厚生労働省雇用・均等児童家庭局家庭福祉課調べ (平成29年5月1日現在)
 注4) ひとり親家庭については、厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」より作成
 注5) 大学等＝大学又は短期大学
 専修学校等＝専修学校又は各種学校

(出典：第9回内閣府子供の貧困対策に関する有識者会議資料)



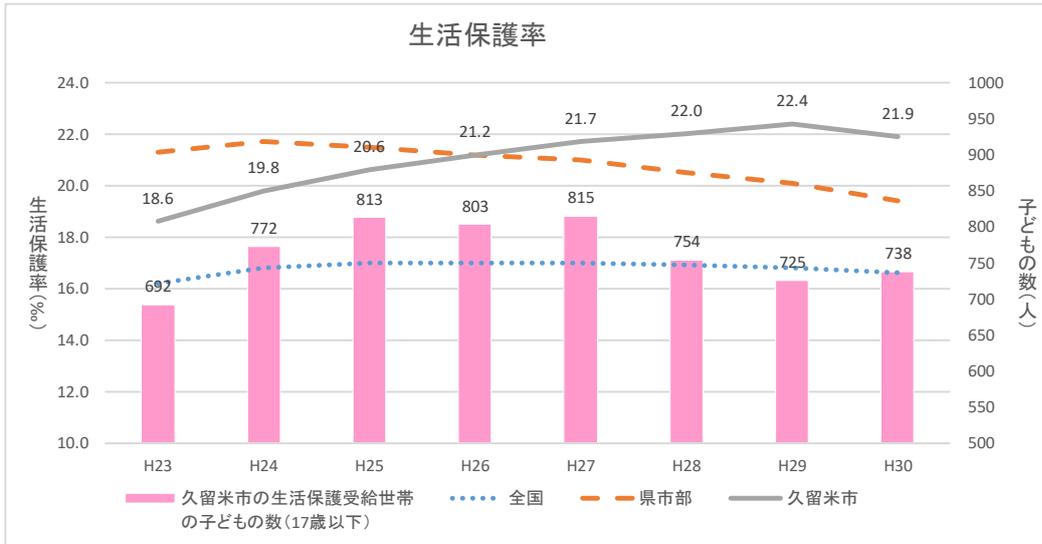
第2章 久留米市の子どもを取り巻く現状と課題

1 子どもの状況

(1) 生活保護率

(単位: %・人)

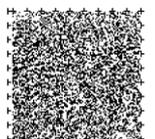
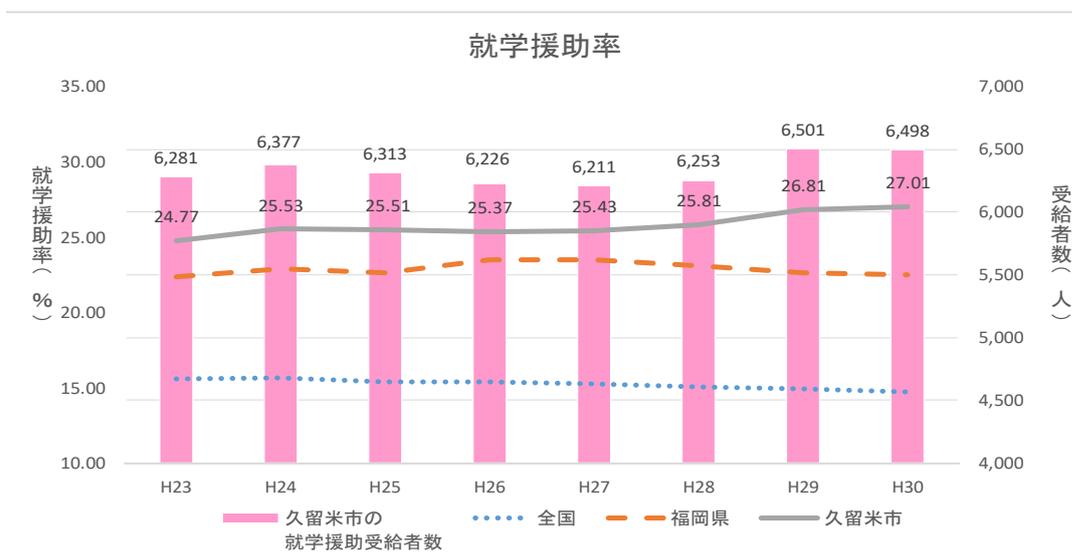
| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 全国 | 16.2 | 16.8 | 17.0 | 17.0 | 17.0 | 16.9 | 16.8 | 16.6 |
| 県市部 | 21.3 | 21.7 | 21.5 | 21.2 | 21.0 | 20.5 | 20.1 | 19.4 |
| 久留米市 | 18.6 | 19.8 | 20.6 | 21.2 | 21.7 | 22.0 | 22.4 | 21.9 |
| 久留米市の生活保護受給世帯の子ども数(17歳以下) | 692 | 772 | 813 | 803 | 815 | 754 | 725 | 738 |



(2) 就学援助率

(単位: %・人)

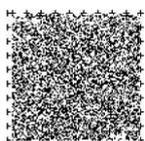
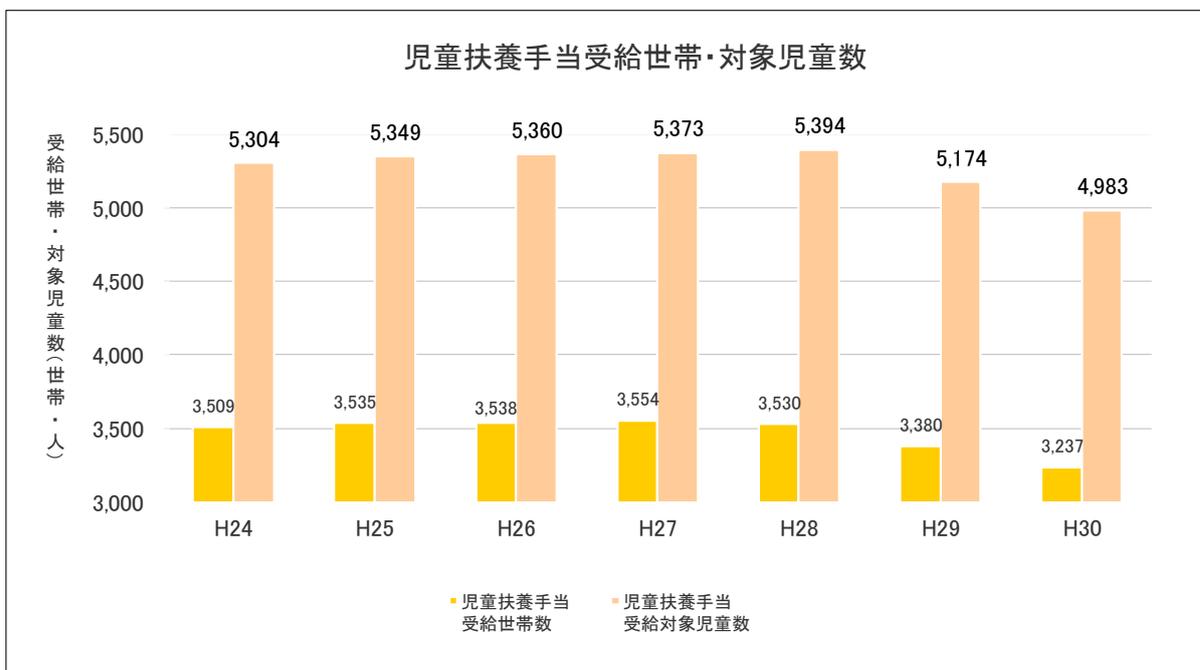
| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 全国 | 15.58 | 15.64 | 15.42 | 15.39 | 15.23 | 15.04 | 14.92 | 14.72 |
| 福岡県 | 22.37 | 22.88 | 22.62 | 23.50 | 23.53 | 23.07 | 22.64 | 22.47 |
| 久留米市 | 24.77 | 25.53 | 25.51 | 25.37 | 25.43 | 25.81 | 26.81 | 27.01 |
| 久留米市の就学援助受給者数 | 6,281 | 6,377 | 6,313 | 6,226 | 6,211 | 6,253 | 6,501 | 6,498 |



(3) 児童扶養手当受給世帯・対象児童数

(単位:世帯・人)

| | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 児童扶養手当 受給世帯数 | 3,509 | 3,535 | 3,538 | 3,554 | 3,530 | 3,380 | 3,237 |
| 児童扶養手当 受給対象児童数 | 5,304 | 5,349 | 5,360 | 5,373 | 5,394 | 5,174 | 4,983 |



2 各種調査結果の概要

(1) 子どもの生活実態調査（アンケート調査）結果

①調査の概要

子どもの貧困対策の推進にあたり、子どもやその保護者の生活実態を把握し、適切な支援につなげていくための基礎資料を得ることを目的にアンケート調査を実施しました。

【調査の概要と回収結果】

ア 調査対象者

- ・ 久留米市内の小学校48校に通う小学5年生の児童2,849名とその保護者
(計5,698名)
 - ・ 久留米市内の中学校21校に通う中学2年生の生徒2,492名とその保護者
(計4,984名)
- 合計10,682名

イ 調査方法 学校配布・郵送回収

ウ 調査期間 平成29年9月14日から9月29日まで

エ 回収結果

| | | 調査対象者数（人） | 回収数（人） | 回収率（％） |
|-----|--------|-----------|--------|--------|
| 保護者 | 小学校5年生 | 2,849 | 1,329 | 46.6 |
| | 中学校2年生 | 2,492 | 933 | 37.4 |
| | 不明 | — | 10 | — |
| | 合計 | 5,341 | 2,272 | 42.5 |
| 子ども | 小学校5年生 | 2,849 | 1,333 | 46.8 |
| | 中学校2年生 | 2,492 | 934 | 37.5 |
| | 不明 | — | 5 | — |
| | 合計 | 5,341 | 2,272 | 42.5 |

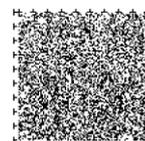
②調査結果の概要

ア 経済的困窮の実態とその影響

○生活との関係

| 項目 | 困窮層 | 周辺層 | 一般層 |
|-----------------|-------|-------|-------|
| 朝食を食べる頻度（毎日食べる） | 83.2% | 90.9% | 93.9% |
| お風呂に入る頻度（毎日入る） | 92.8% | 94.6% | 96.3% |
| 虫歯がある（未治療） | 13.5% | 12.0% | 6.5% |

・ 経済的困窮の度合いが、子どもの家庭生活の基礎的な部分にまで影響を及ぼしている。



○学習との関係

| 項目 | 困窮層 | 周辺層 | 一般層 |
|-------------------------|-------|-------|-------|
| 学校の授業時間以外の学習状況（まったくしない） | 14.4% | 13.3% | 6.7% |
| 家と塾で勉強する | 13.2% | 17.8% | 30.9% |
| 学校の授業時間以外の読書時間（まったくしない） | 38.3% | 30.8% | 28.3% |
| 学校の授業の理解度（よくわかる） | 19.8% | 22.4% | 34.4% |

・経済的困窮の度合いが子どもの勉強時間や読書時間を規定し、結果として子どもの授業の理解度も規定している。

○子どもの体験との関係

| 項目 | 困窮層 | 周辺層 | 一般層 |
|---|-------|-------|------|
| 経済的な理由で子どもを学習塾やスポーツなどの習い事に通わせることができなかった | 67.6% | 26.2% | 6.4% |
| 子どもを学校や地域のクラブ活動に参加させることができなかった | 18.2% | 3.9% | 0.2% |
| 子どものための本が買えなかった | 24.7% | 4.5% | 0.1% |

・経済的困窮の度合いが子どもの習い事やクラブ活動、家庭での読書など様々な体験機会を規定している。

○子どもの意欲や自己肯定感

| 項目 | 困窮層 | 周辺層 | 一般層 |
|----------------------------|-------|-------|-------|
| 最終進学先として大学を考えている子ども | 28.1% | 33.5% | 46.4% |
| 子どもの希望最終学歴（保護者） | 41.2% | 38.6% | 58.0% |
| 希望通り進学できると思わない保護者 | 42.0% | 25.3% | 15.1% |
| 希望通りに進学できない理由（経済的に余裕がないから） | 81.0% | 43.8% | 17.7% |
| 自分自身について（自分に自信がある子ども） | 46.7% | 56.8% | 63.6% |

・家庭の経済力が保護者と子どもの意欲も左右している状況がみられる。

○社会的つながりとの関係

| 項目 | 困窮層 | 周辺層 | 一般層 |
|---------------------|-------|-------|-------|
| 保護者の相談者（適当な相談相手がない） | 15.3% | 9.6% | 3.4% |
| 相談しない保護者（しなかった） | 22.9% | 18.7% | 11.0% |

| | | | |
|-----------------------------|-------|-------|-------|
| 放課後ひとりで過ごす子ども | 19.2% | 14.8% | 14.7% |
| ゲーム機やスマートフォンの使用時間が3時間以上の子ども | 25.1% | 13.3% | 10.7% |

- ・経済的困窮の度合いが高いほど困っていることを抱えている人は多いにもかかわらず、それを相談できる相手が少ない。
- ・経済的困窮の度合いが高いほど、子どものみで過ごす時間が長くなっている可能性がある。

○家族との関係

- ・経済的困窮、社会的困窮を抱える保護者は、自身が育ってきた環境でも何かしらの不利を抱えており、それが今再生産されている可能性が高い。

（両親が離婚、親と離れて暮らした経験、親から暴力をふるわれた経験など）

○制度・施設の利用

- ・経済的困窮の度合い別に「制度や施設等を知らない」「手続きが分からない」の合計ではほとんどの項目で困窮層が高くなっている。
- ・最も必要とする層でありながら、「知らない」「分からない」がゆえに制度や施設にたどり着けていない。

イ 生活環境等と子どもの状況の相関関係

●「朝食を食べる頻度」と「授業理解度」の関係

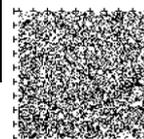
| | | | |
|-------------------|---------------|----------|----------------------|
| 授業理解度 朝食を食べる頻度 | よくわかる・だいたいわかる | 半分くらいわかる | わからないことが多い・ほとんどわからない |
| 毎日・ほぼ毎日食べる | 78.8% | 14.5% | 6.2% |
| 食べない | 57.9% | 26.3% | 15.8% |

●「学校の授業時間外の読書時間」と「自分に自信がある」の関係

| | | |
|---------------------------|---------------------|-------------------------|
| 自分に自信がある 学校の授業時間外の読書時間 | あてはまる・どちらかといえばあてはまる | どちらかといえばあてはまらない・あてはまらない |
| まったくしない | 55.5% | 42.2% |
| 1時間以上2時間より少ない | 62.9% | 35.9% |
| 3時間以上 | 61.2% | 36.7% |

●生活困難世帯での「近所での付き合いの状況」と「自分に自信がある」の関係

| | | |
|-------------------------|---------------------|-------------------------|
| 自分に自信がある 近所での付き合いの状況 | あてはまる・どちらかといえばあてはまる | どちらかといえばあてはまらない・あてはまらない |
| 困ったときに内容によっては相談し助け合える | 59.1% | 40.9% |
| ほとんど付き合いがない | 26.9% | 73.1% |



③調査結果から見える傾向

○生活環境

- ・経済的困窮の度合いが、子どもの家庭生活の基礎的な部分にまで影響を及ぼしている。
- ・子どもの生活環境を変えることで学習面での課題を克服することができ、貧困の連鎖を軽減することができる可能性がある。

○体験機会

- ・経済的困窮の度合いが子どもの習い事やクラブ活動、家庭での読書など様々な体験機会を規定している。
- ・読書やスポーツなど体験機会が増えれば、子どもの意欲や自己肯定感につながる可能性がある。

○社会的つながり

- ・経済的困窮の度合いが高いほど困っていることを抱えている人は多いにもかかわらず、それを相談できる相手が少ない。
- ・近所づきあいなど社会的つながりがあれば、子どもの意欲や自己肯定感につながる可能性がある。

○制度・施設の利用

- ・経済的困窮が高い層は、支援する制度や施設を最も必要とする層でありながら、「知らない」「分からない」がゆえに制度や施設にたどり着けていない。
- ・制度や施設につながることで、状況を改善することができる可能性がある。

(2) 子どもの生活実態調査（支援者ヒアリング調査）結果

①調査の概要

アンケート調査の補完調査として、子どもや保護者に関わっている関係機関等を対象にヒアリング調査を行いました。

【調査の概要と調査結果】

ア 調査対象

- ・生活環境が困難な状態にある子どもや家庭への支援等を行っている関係機関・団体
(主任児童委員、里親、学習支援拠点施設・フードドライブ運営団体、母子寡婦福祉会、庁内関係各課 など)
- ・子どもに接する機会が多い関係機関・団体
(保育所・幼稚園関係、学校、学童保育所、子育て交流プラザくるるん など)
計37団体

イ 調査方法 調査対象者である関係機関・団体を訪問し、ヒアリングを実施

ウ 調査期間 平成29年11月から平成30年1月まで

エ 調査結果

○世帯の状況

- ・ひとり親世帯、特に母子世帯が多い。このような世帯では、ダブルワークのケースなども見られ、日々余裕のない生活を送っている。

- ・精神疾患あるいは知的障害・発達障害の疑いがあるなど、精神的にも不安定で、生きづらさを抱えている方がおり、このような方々は、就労等も不安定で生活困窮に陥っている。

○子どもの状況

- ・生活リズムの乱れ、基本的な生活習慣の欠如、食生活の課題、必要な生活用品などに事欠く状況が見られる。
- ・保護者に十分にかまってもらえず、不安感や負担感が強く、情緒面での課題を持っている子どもがいる。
- ・学校では、不登校もしくは集団生活になじめない、学力が低いもしくは学習意欲に欠ける、落ち着きがない、問題行動等が見られるなどが指摘されている。

○保護者の状況

- ・保護者自身、生活リズムに乱れがある、金銭面での管理ができていない、子どもより保護者自身の都合を優先する、子どもの生活に関心が薄いなどの問題点が指摘された。
- ・頼る人、相談相手がいないなど、交友関係に乏しく、地域の中でも孤立している状況がある。

○制度サービスの利用

- ・生活に困窮していても、生活保護は車の所有を認められないため、申請をためらう人がいる。
- ・様々な支援制度やサービスがあっても、支援を受けることを拒む人や、制度の説明が理解できない、申請方法がわからないために支援につながらない人がいる。あるいは、支援を受けても、子どもの生活の改善につながっていないケースもある。

(3)「久留米市子どもの生活実態調査」の結果等に関する意見交換会の結果

①意見交換会の概要

子どもの生活実態調査の結果からみえる子どもの課題や貧困の連鎖を防止するための取組等について、子どもや子育て支援に関する活動を行う団体や機関による意見交換会を実施しました。

【意見交換会の概要と結果】

ア 参加団体

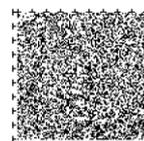
- ・保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、学童保育所、子育て交流プラザくるるん、児童センター、ファミリー・サポート・センター、主任児童委員、児童養護施設、里親の会、フードドライブ運営団体、母子寡婦福祉会、生活自立支援センター
- 計15団体

イ 実施日 平成30年12月17日

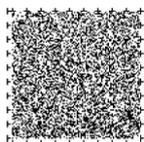
ウ 主な意見

○家庭環境と子どもの関係について

- ・衣食住に課題があると生活習慣も身につかない。そのような子どもは情緒が安定せず、友だちとの良好な関係が築きにくい。



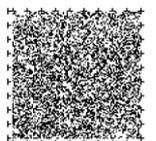
- ・不登校および不登校傾向にある児童は、生活実態や保護者が厳しい状況にある割合が高い。
 - ・保護者自身があまり学校へ行かなかったことから、子どもを学校に通わせる価値を見出せなかったり、保護者自身が自分の気持ちを伝えきれない場合がある。
 - ・家庭で親子の関わりが薄い、親子の時間が取れていない傾向が強い。
 - ・親や身近な人から大切にされていると感じることができない子どもは、学校に行くエネルギーを持ちにくい。
- 体験の不足について
- ・貧困の中には体験不足もあり、保育園や幼稚園、学校などそこでしかできない体験を豊かにさせることで家庭での生活体験を補うことができるのではないか。
 - ・塾や外での活動にはお金があるので、家の中で過ごさざるを得ない状況にある。
 - ・子どもには美術館を無料にする、秋だったら農業関係のイベントに子どもが参加できるなど、検討してほしい（土曜塾などもお金がかかる場合がある）。
 - ・児童センターの出前事業を地域のコミュニティセンターで行うなど活動の場を設定してほしい。
- 制度の理解について
- ・自分から制度利用の申込をできない、または制度を理解できない場合がある。
 - ・窓口に行っても言われていることがわからない、または自分のことを伝えられない人がいる。
- 制度やつながりに対する積極性の不足について
- ・困っている家庭と地域をつなげていきたいが、そうした家庭は自治会に入っていない。行事などに懸命に誘っても、困っている家庭は出てこないケースが多い。
 - ・経済的に困るといろいろなところにアクセスする力がなくなる。
- ひとり親家庭の状況について
- ・ひとり親家庭は保護者が忙しく、まともな食事ができない。体験に取り組むとなっても、お金がかかるので難しい。お金がないから関われない。
 - ・ひとり親家庭は、自分たちがひとり親家庭であることを知られたくない。
- 学歴との関係について
- ・生活自立支援センターの相談者には中卒か高校中退の方が一定の割合いる。
 - ・高校へ進学しないと社会との関わりがなくなり支援を受けられない状況がある。
- 支援者の寄り添い、つながりについて
- ・保護者に地道に寄り添い、話をする時間を大事にしていかなければならない。
 - ・子どもや子育て支援に関わる人達がつながりあってやっていかなければならない。
 - ・各施設・団体がつなぎ役として、各種団体へ相談して支援できることもある。
- その他
- ・ショートステイ里親制度で、校区に1人里親がいれば里親の家から通学できる。
 - ・大学生は卒業と同時に奨学金返済が発生するなど20代が大変な状況ではないか。
 - ・スクールソーシャルワーカーは、本人や保護者がいつでも気軽に相談できるという体制にはなっていない。例えば週1回は派遣して相談対応する、担任が保護者とつなぐということができればいいと思う。



第3章 計画策定の経緯等

1 計画策定の経緯

| 日程 | 内容 |
|-------------------------------|---|
| 平成29年9月14日 ～ 平成29年9月29日 | 子どもの生活実態調査（アンケート調査）実施 |
| 平成29年11月 ～ 平成30年1月 | 子どもの生活実態調査（ヒアリング調査）実施 |
| 平成30年11月 ～ 令和元年10月 | 子どもの貧困対策庁内連絡会議における子どもの貧困対策推進計画の策定について検討 |
| 平成30年12月17日 | 関係団体等意見交換会 ・子どもの生活実態調査結果等に関する意見交換 |
| 令和元年12月 ～ 令和2年2月 | 子どもの貧困対策推進会議の設置 子どもの貧困対策推進会議における計画素案の検討 |
| 令和2年2月18日 | 久留米市子ども・子育て会議 ・子どもの貧困対策推進計画素案について意見聴取 |
| 令和2年2月27日 ～ 令和2年3月27日 | パブリックコメントの実施 |
| 令和2年5月12日 | 子どもの貧困対策推進会議 ・パブリックコメントの結果について ・子どもの貧困対策推進計画案について |



2 久留米市子どもの貧困対策推進会議設置要綱

(目的)

第1条 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）及び子どもの貧困対策に関する大綱（平成26年8月閣議決定）の趣旨を踏まえ、本市の子どもの貧困対策を総合的に推進するため、久留米市子どもの貧困対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(推進会議)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 子どもの貧困対策に関する実態調査・分析に関すること。
- (2) 子どもの貧困対策を総合的に推進するための計画の策定及び進捗管理に関すること。

(組織及び会議)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び構成員により組織し、それぞれ別表1に掲げる職員をもって充てる。

- 2 会長は推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 推進会議は会長が招集し、その議長となる。

(事務局)

第4条 推進会議の庶務は、別表2に掲げる職員で組織する子どもの貧困対策事務局において処理する。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

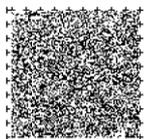
この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

| | |
|-----|---|
| 会長 | 子ども未来部次長 |
| 副会長 | 教育部次長 |
| 構成員 | 総合政策部 総合政策課長 総務部次長 協働推進部次長 市民文化部次長 健康福祉部次長 環境部次長 農政部次長 商工観光労働部次長 都市建設部次長 上下水道部次長 |

別表2（第4条関係）

| | |
|------|--|
| 事務局員 | 総合政策部総合政策課政策調整官 健康福祉部地域福祉課長 健康福祉部生活支援第1課長 健康福祉部生活支援第2課長 子ども未来部子ども政策課長 子ども未来部家庭子ども相談課長 子ども未来部こども子育てサポートセンター所長 教育部学校教育課長 教育部学校保健課長 |
|------|--|



久留米市子どもの貧困対策推進計画
～子どもの健やかな育ちと未来を育むために～

令和2年5月

発行 久留米市 子ども未来部 子ども政策課
〒830-8520 久留米市城南町15-3
(電話) 0942-30-9227

